平成３０年（フ）第２５号
茨城県つくば市真瀬2578番地６
債務者　大枝　芳子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
茨城県古河市諸川1790番地10　サンワハイツ２　101号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２１号
茨城県古河市諸川1790番地10　サンワハイツ２　101号
債務者　鈴木美和子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６号
福島県いわき市泉ケ丘２丁目11番地の４
泉ヶ丘ハイツ102
債務者　藤田　竜太
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３２１号
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット605号
債務者　小川真理子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　延享
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
大阪府岸和田市土生町956番地の９福本ハイツⅡ202号
債務者　吉田　彰宏
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８６７号
埼玉県川口市大字安行吉岡1315番地の１
債務者　行延　　透
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
茨城県牛久市中央３丁目４番地７
債務者　村松　郁夫
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６１号
京都市右京区太秦多藪町14番地114
債務者　玉蔵染色こと　大橋　宗明
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
秋田県大仙市内小友字宮後29番地４
債務者　小松　孝枝
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第９４号
堺市東区白鷺町１丁25番２－402号、前住所堺市南区三原台２丁６番３－1413号
債務者　狩野　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
熊本県合志市須屋2034番地45
債務者　嶋田　　親
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
埼玉県川口市大字木曽呂638番地の１　グランメール　B201
債務者　竹内　　博
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
埼玉県川口市大字木曽呂638番地の１　グランメール　B201
債務者　竹内　由夏
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９３号
兵庫県芦屋市呉川町１番３－703号
債務者　須見　幸司
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５号
香川県丸亀市飯山町川原906番地８
債務者　片岡　啓子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３８０号
千葉県八街市文違59番地155
債務者　田中　裕泰
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９３号
千葉県成田市中台４丁目３番地（10棟204号）
債務者　田端美智子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部